

【調査結果の概要】

1. 施設構造物について

(1) 地中梁構造について

富士見テラスの下部や、1、2階のエレベーター出入口裏側周辺の地中梁構造の当該梁の鉄筋配筋状況については、概ね竣工図のとおりであることを確認しました。

(2) 柱・梁の鉄骨構造の接合具合について

建物全体の接合箇所の約3割について非破壊検査:超音波探傷試験を行い、適切な施工であることを確認しました。

2. 建築設備 (エレベーター・エスカレーター) について

エレベーターやエスカレーターの昇降機については、平成6年当時の基準の設備であることから、現行の建築基準法上の基準に適合した改造が必要になりますが、今後の改造工事に向けた実施設計の中で対応を検討いたします。

3. アスベストについて

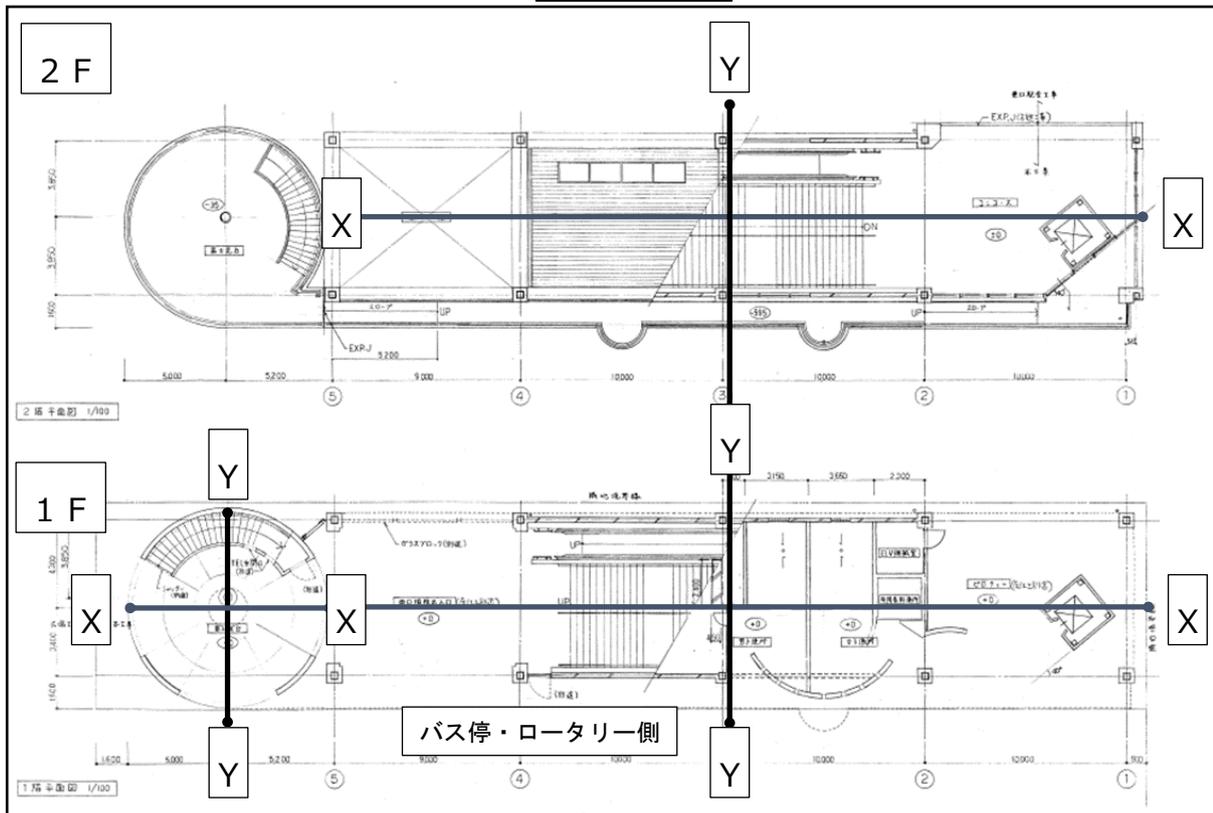
鉄骨部分の吹付部と壁仕上げ材の2種類について、施設内3箇所から調査を行い、壁仕上げ材のうち、リスクの低い非飛散性のケイカル板から検出されたため、改造工事に於ける廃棄物の処理については適切に対応します。

4. 施設の基準耐力判定について

現行の基準での構造計算によるシミュレーション結果については以下のとおりです。

	X方向	Y方向	備考
昇降施設 (1階)	1. 1	1. 2	鉄骨造
昇降施設 (2階)	7. 7	1. 8	
富士見テラス	1. 3	0. 4	鉄筋コンクリート造

X・Y軸方向案内図



※X軸方向は鉄道軌道と平行する方向、Y軸方向は鉄道軌道と垂直の方向。

富士見テラス（Y方向）については耐力不足（1未満）が確認されたため、市として安全性を考慮し、令和3年10月16日より利用制限を行っております。当該施設について、速やかな補修補強等の具体的な対応策等の検討を進めてまいります。

5. 道路上（市道104-1号線）に施設が建設されている点について

建築基準法により、道路内の建築は基本的に建築制限されています。現状道路上に建設されている当該施設については、特定行政庁と相談をしながら道路区域から外すなどの必要な対応を進めてまいります。